

大系線利用促進輸送強化期成同盟会規約

(名 称)

第1条 本会は、大系線利用促進輸送強化期成同盟会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大系線の利用促進及び全線の輸送力の増強を促進することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、長野県及び新潟県並びに、関係する市町村、市町村議会、商工会議所、商工会及び商工会連合会をもって構成する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、会長の属する機関又は団体に置く。

2 事務局の職員は、会長が任命又は委嘱する。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、関係団体等と連携協力して、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用促進事業
- 2 全線電化、複線化、長距離列車の運転増加等関係当局に対する積極的運動
- 3 輸送力増強に対する調査研究、啓発
- 4 その他必要な事業

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1 会 長 | 1 名 |
| 2 会長代行 | 3 名 |
| 3 副 会 長 | 若干名 |
| 4 理 事 | 若干名 |
| 5 監 事 | 2 名 |
| 6 幹 事 | 若干名 |

(役員を選出等)

第7条 会長は、総会において選出する。

2 会長代行は、会長が委嘱する。

3 副会長は、会長が委嘱する。

4 理事は、第3条の機関及び団体の代表者で、会長、会長代行、副会長及び監事以外の者をもって充てる。

5 監事は、総会において選出する。

6 幹事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する会長代行が、その職務を代理する。

3 副会長は、会長及び会長代りを補佐し、会務を執行する。

4 理事は、本会の業務を運営する。

5 監事は、会計を監査する。

6 幹事は、会長の命により庶務会計を司る。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合、補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。増員の場合の任期は、現役役員任期と同一とする。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において推戴する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び三役会並びに会長・会長代行会とする。

- 2 三役会は、会長、会長代行及び副会長で構成する。
- 3 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(振興部会)

第12条 本会に振興部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する者をもって組織する。
- 3 部会は、会長が付託した事項について調査研究を行い、その結果を本会に報告するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(経費)

第13条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和40年8月19日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年11月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月18日から施行する。